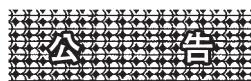


水道管理主幹  
下水道対策主幹  
下水道管理主幹  
局主幹  
主幹  
課長補佐  
浄水場（犀川浄水場及び夏目ヶ原浄水場に限る。）  
の場長  
センター所長補佐  
出張所の所長  
総務課の係長及び人事を担当する職員

地方労働委員会事務局

**公告**

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

平成16年5月24日

長野県知事 田中康夫

## 1 随意契約に係る特定役務の名称

住民基本台帳ネットワークシステムに係る県ネットワークの監視及び保守

## 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名称 長野県総務部市町村課

(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

## 3 随意契約の相手方を決定した日

平成16年4月1日

## 4 随意契約の相手方の名称及び所在地

(1) 名称 財団法人 地方自治情報センター

(2) 所在地 東京都千代田区一番町25番地

## 5 随意契約に係る契約金額

165,371,944円

## 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

## 7 随意契約の理由

地方自治法第234条第2項及び地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

市町村課

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年5月24日

長野県知事 田中康夫

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

桔梗ヶ原ショッピングセンター

塩尻市宗賀字桔梗ヶ原73-12ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

平林正臣

塩尻市宗賀字桔梗ヶ原73-11

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

## 3 変更しようとする事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	午前9時	午後11時
(株)しまむら	午前10時	午後8時

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ		24時間
(株)しまむら	午前10時	午後8時

## (2) 来客が駐車場を利用できる時間帯

駐車場	変更前	変更後
1	午前8時30分から 午後11時30分まで	24時間
2		午前6時から午後9まで

## 4 変更する年月日

平成16年5月21日

## 5 届出年月日

平成16年5月6日

## 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工雇用課

## 7 縦覧の期間

平成16年5月24日から平成16年9月24日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工雇用課

産業振興課

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年5月24日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マツヤ 中野店

中野市大字吉田字柿ノ木726ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)マツヤ

長野市大字三輪荒屋1180-1

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小 売 業 者	開店時刻	閉店時刻
(株)マツヤ	午前9時30分	午後10時

(変更後)

小 売 業 者	開店時刻	閉店時刻
(株)マツヤ	午前9時	午後11時30分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変 更 前	変 更 後
1		
2		
3		
4		
	24時間	午前8時30分から 午前0時30分まで

4 変更する年月日

平成16年5月15日

5 届出年月日

平成16年4月30日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県北信地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成16年5月24日から平成16年9月24日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県北信地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、

次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年5月24日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

上田塩尻ショッピングセンター

上田市大字秋和字立石361-2ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)スギウラ

埴科郡坂城町大字坂城6391

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更しようとする事項

(1) 荷さばき施設の位置及び面積

変更前	変更後
269m <sup>2</sup>	269m <sup>2</sup>

位置は届出書に添付された図面のとおり

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小 売 業 者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	午前10時 (年間60日 午前9時)	
(株)はなおか		
(有)塚田呉服店		
(株)アイ・トピア		
(有)プラトウ		
(株)甲州屋山田商店		
(株)小森ネット		
コスモファーマシー(株)		
宮道泰俊	午前10時	
真栄食品(株)		
斎藤正利		
(株)大創産業		
(株)田原屋		午後8時

(変更後)

小 売 業 者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	24時間	
(株)はなおか		
(有)塚田呉服店		

(株)アイ・トピア
(有)プラトウ
(株)甲州屋山田商店
(株)小森ネット
コスマファーマシー(株)
宮道泰俊
真栄食品(株)
斎藤正利
(株)大創産業
(株)田原屋

午前10時

午後9時

午後8時

**公告**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の成果を認証しました。

平成16年5月24日

長野県知事 田中康夫

調査を行った者の名稱	成果の名稱	調査を行った期間	調査を行った地域	認証年月日
伊那市	地籍簿及び地籍図	平成14年度から平成15年度まで	大字伊那部の一部	平成16年5月24日
木曽郡山口村	地籍簿及び地籍図	平成14年度から平成15年度まで	大字山口の一部	平成16年5月24日
小県郡和田村	地籍簿及び地籍図	平成14年度から平成15年度まで	和田村の一部	平成16年5月24日
上水内郡豊野町	地籍簿及び地籍図	平成13年度から平成15年度まで	大字石及び大字豊野の各一部	平成16年5月24日
南佐久郡川上村	地籍簿及び地籍図	平成12年度から平成14年度まで	大字梓山の一部	平成16年5月24日

## (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
1		24時間
2	午前8時30分から 午後9時30分まで	
3		午前6時から 午後9時まで
4		

## (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	変更前	変更後
1	午前6時から 午後9時まで	午前6時から 午後9時まで
2	午前6時から 午後8時まで	午前6時から 午後8時まで
3		
4	—	午前4時から 午前6時まで

農村整備課

## 4 変更年月日

3の(1) 平成17年1月8日

その他 平成16年5月21日

## 5 届出年月日

平成16年5月7日

## 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課及び長野県上小地方事務所商工雇用課

## 7 縦覧の期間

平成16年5月24日から平成16年9月24日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県上小地方事務所商工雇用課

産業振興課